

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる
協議が調っていることの証明書

令和5年9月12日付大阪市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
別紙のとおり

2. 協議が調っている運行態様及び運送の区間
運行態様：区域運行（道路運送法施行規則第21条）
運送の区間：別紙のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
運賃（変更前）

運賃及び料金の種類		運賃及び料金の額	
普通運賃	片道	大人	300円
		小児	大人普通旅客運賃の半額
		幼児	同伴者1名につき2名まで無料 3人目から大人普通旅客運賃の半額
運賃の割引 (営業割引)	乗り放題パス	(変更前) 表-2 乗り放題パス旅客運賃表参照	
	回数券	(変更前) 表-3 回数券旅客運賃表参照	
決済手段	現金	降車時に支払い	
	クレジットカード	降車時に支払い	

運賃（変更後）

運賃及び料金の種類		運賃及び料金の額	
普通運賃	片道	大人	500円
		小児	変更なし
		幼児	変更なし
運賃の割引 (営業割引)	乗り放題パス	(変更後) 表-2 乗り放題パス旅客運賃表参照	
	回数券	(変更後) 表-3 回数券旅客運賃表参照	
決済手段	現金	変更なし	
	クレジットカード		

旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

旅客運賃の割引

① 乗り放題パス

・家族会員運賃は、乗り放題パスを購入した旅客が同居する家族（最大6名まで）

(変更前) 表-2 乗り放題パス旅客運賃表

期間	大人・小児	家族会員
1か月	5,000円	500円

(変更後) 表-2 乗り放題パス旅客運賃表

期間	大人・小児	家族会員
1か月	6,000円	1,000円
1日	1,500円	—

② 回数券

- 回数券は、旅客が期間内において利用回数内での利用可能
- 回数券は、北区エリア及び福島区エリアの営業区域内の利用において共通で利用

(変更前) 表-3 回数券旅客運賃表

回数	大人・小児
8回	2,100円
5回	1,400円

(変更後) 表-3 回数券旅客運賃表

回数	大人・小児
20回	8,000円
10回	4,200円
8回	3,500円
5回	2,300円

4. 運行時間帯及び時間帯別運行回数

変更なし

5. 使用する車両及び台数

変更なし

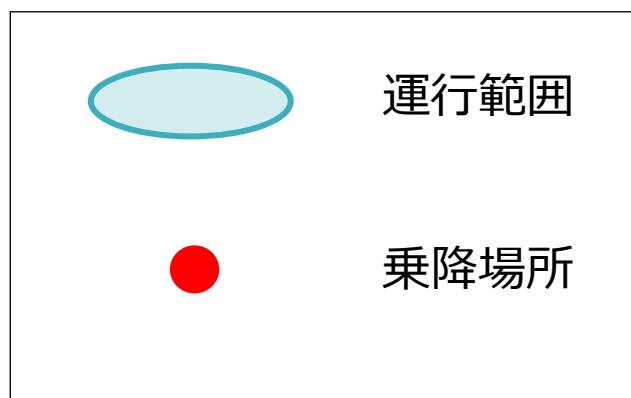
6. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

変更なし

令和5年9月12日
大阪市地域公共交通会議

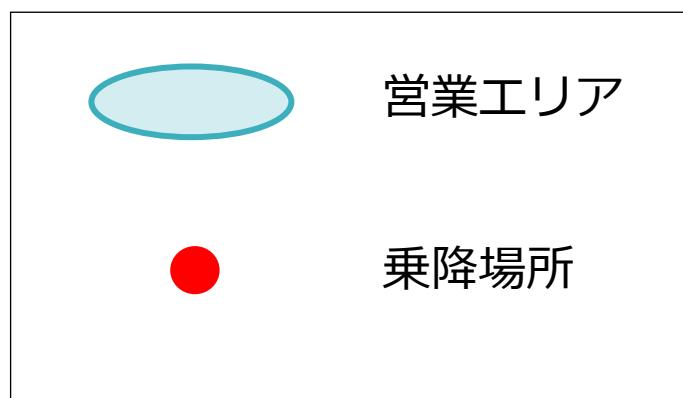
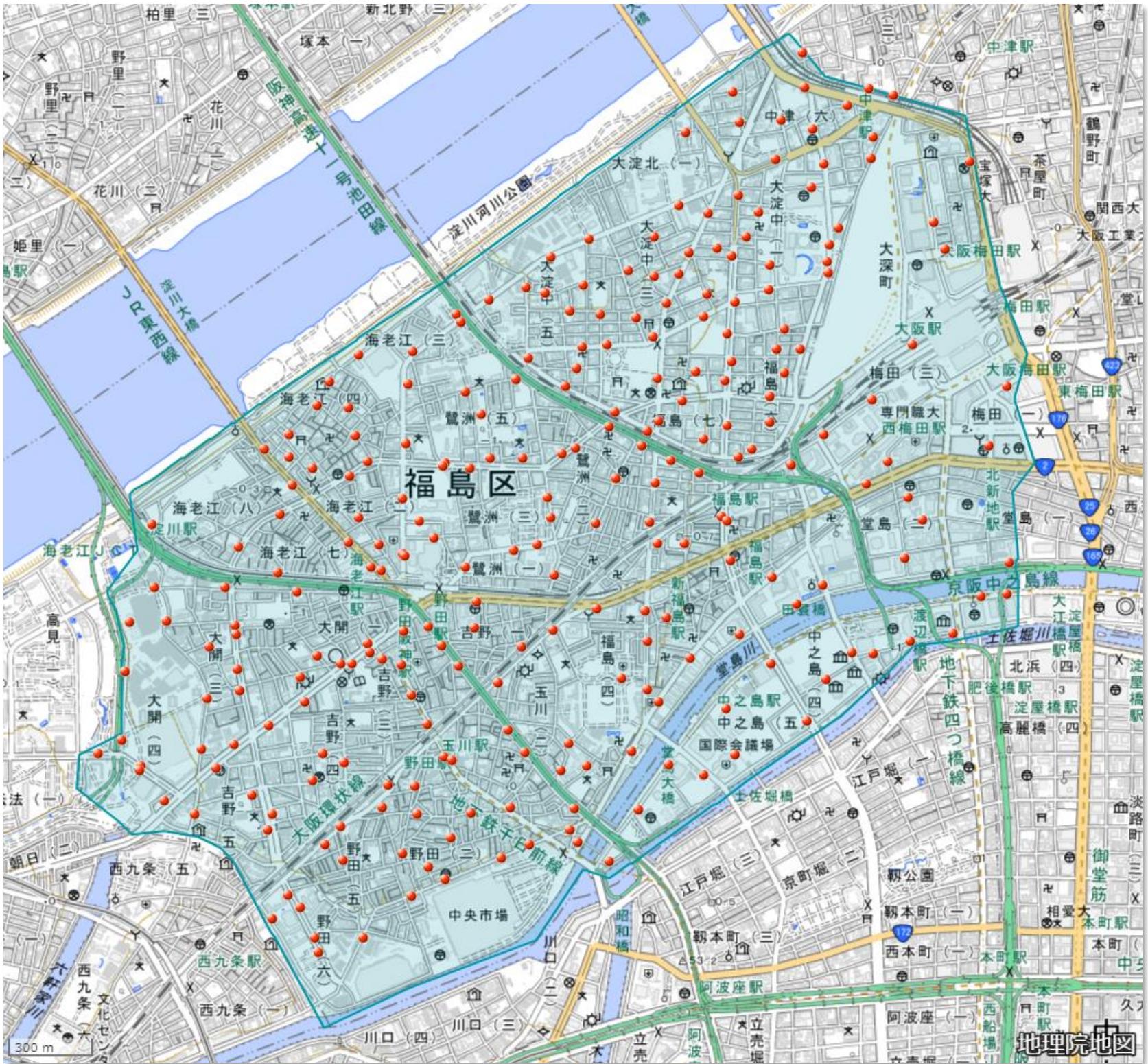
会長 内田 敬

運行区域（福島区エリア）



Community Mobility株式会社：mobi福島区運行地図
出典：国土地理院ウェブサイト
(<https://www.gsi.go.jp/top.html>)

営業エリア（福島区エリア）



Community Mobility株式会社：mobi福島区運行地図
出典：国土地理院ウェブサイト
(<https://www.gsi.go.jp/top.html>)